

被扶養配偶者の皆さんへ

日本トランシティ健康保険組合

健康診断補助のご案内

平素は健康保険組合の保健事業に対し、ご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
健康保険組合では、早期年代からの健康管理を意識づけしていただく為、34歳以下の被扶養配偶者の方に対し、特定健診の受診勧奨と費用補助をおこなっています。受診を希望される方は下記の要領にしたがって、予約手続きをお願いいたします。

記

[対象] 34歳以下の被扶養配偶者(*4月1日時点で35歳に達していない方)

[健診内容] 特定健康診査(特定健診) ~ 随時受診可 翌年3月末終了 ~

胃部検査はおこないません・通常、所要1時間程度です

[受診料] 自己負担額1,000円(健康保険組合が残金負担)

*同時に婦人科検診等を希望される場合、費用は自己負担。窓口にてお支払いください。

[受診先] 健康保険組合指定の契約医療機関

[手続き方法]

- ① 受診先を一覧で選び、トランシティ健康保険組合の被扶養者(34歳以下)であることを伝えた上で、「特定健診」をご予約ください。
- ② 予約内容を受診予約連絡書(別紙)に記入して、必ず、健康保険組合まで連絡してください(FAX送信も可。)
- ③ 受診当日
 - ・みたき健診クリニック … 窓口にて自己負担額(1,000円)支払い
 - ・みたき健診クリニック以外の受診先 … 窓口支払は無し、自己負担額(1,000円)は被保険者の給与天引き

以上